

甲佐高等学校いじめ防止基本方針（令和3年2月改訂）

1 いじめ防止等に関する基本理念

- (1) 全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行う。
- (2) いじめが将来にわたりいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるように進める。
- (3) いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識し、県、市町村、学校、家庭、地域やその他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめの定義と判断

いじめの定義（いじめ防止対策推進法（以下「法」という。））

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (1) いじめは、社会性を身に付ける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた生徒の立場に立って見極める。
- (2) いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- (3) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、甲佐高等学校いじめ防止対策委員会において行う。

[留意点]

- ア 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の生徒や、塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒間の何らかの人的関係を指す。
- イ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ウ インターネット上で悪口を書かれた生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- エ 具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。
- (ア) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - (ウ) 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - (エ) ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - (オ) 金品をたかられる
 - (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - (ク) パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについて

ては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。

3 いじめ防止等に関する基本的考え方

- (1) 根本的ないじめ問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の働きかけが必要である。したがって、全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壤をつくり上げることが重要である。
- (2) 学校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進する。このことにより、生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが求められる。
- (3) 学校の教育活動全体を通じて、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促進し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることが必要である。「いじめに負けない」とは、いじめ心（人をいじめたい気持ち）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合わせることである。
- (4) 自他の意見や能力等に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- (5) いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図る。さらに、ストレスに適切に対処できる力を育み、全ての生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活を生徒と共につくりあげる。
- (6) いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際、いじめた生徒によるいじめられた生徒に対する謝罪のみで終息するものではない。いじめられた生徒といじめた生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまで、表面的には解決したと判断したいじめも状況を継続して注視する。
- (7) P T Aや地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設け、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進する。

4 いじめの防止等の対策のための組織

甲佐高等学校いじめ防止対策委員会を設置

(1) 組織の構成員（9名）

校長、臨床心理士、教頭、生徒指導主事、人権教育主任、養護教諭、1年学年主任、2年学年主任、3年学年主任

※なお、必要に応じて関係の深い教職員（学級担任・部活動顧問等）を追加

(2) 組織の役割等

- ア いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- イ いじめの相談・通報を受け付ける窓口（教育相談係・その他の職員）
- ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携といった対応を組織的に実施 等

[留意点]

- (ア) 学校におけるいじめの防止等の中核として、いじめの疑いに関する情報を共有し、その情報に基づいて組織的な対応をするために置く。特に、事実関係の把握、いじめ

であるか否かの判断は組織的に行わなければならず、当委員会が、情報の収集と記録、共有化の役割を担う。教職員は、わずかな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると判断せずに、直ちに全て報告・相談する。加えて、当委員会は集められた情報を体系的に記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

- (イ) 当委員会における情報の窓口を一元化するため、情報の集約等に係る業務を担う担当者を、教育相談係とする。
- (ウ) 当委員会は、学校のいじめ防止基本方針の策定やその見直し、学校で定めたいじめの防止等の取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組をP D C Aサイクルの視点から検証する。

5 年間計画

(1) 取組の評価、会議、校内研修等の実施時期（目安となる実施月）

ア 取組の評価の実施時期

- (ア) 第1回評価 … 7月 実施後の振り返り〈活動・事例の確認・検証〉
- (イ) 第2回評価 … 12月 実施後の振り返り〈活動・事例の確認・検証〉
※ 12月 「取組評価アンケート」の実施
- (ウ) 第3回評価 … 3月 1年間の取組の総合評価・検証

イ 会議

- (ア) 甲佐高等学校いじめ防止対策委員会（定例会議）

- a 第1回委員会 … 7月
- b 第2回委員会 … 12月
- c 第3回委員会 … 3月

- (イ) 学校評価委員会（校内）、学校関係者評価委員会

- a 学校評価委員会は隨時開催とする。

対象領域は「学校経営」「学力向上」「キャリア教育（進路指導）」「生徒指導」「人権教育の推進」「いじめの防止等」「特別支援教育」「保健環境」「地域連携（コミュニティ・スクールなど）」である。各領域の自己評価を検証する。

- b 学校関係者評価委員会（学校運営協議会委員・保護者代表1人を含む）

※ a の説明に同じ。

学校関係者評価委員会 … 7月、11月、2月

- (ウ) 学校運営協議会（委員長：校長、学校運営協議会外部委員12人、内部委員3人、総務部長、教務主任、進路指導主事、生徒指導主事、各学科・コース主任、保健主事）

学校の運営・教育活動について求めに応じ意見・提言を述べることができる。

学校運営協議会 … 7月、11月、2月

- ウ 上記の（ア）（イ）（ウ）については、職員会議等で報告し共通理解を図る。

エ 校内研修会

- (ア) 生徒理解研修 … 第1回4月、第2回9月に全職員参加により実施

- (イ) 特別支援教育研修 … 学期ごとに実施

- (ウ) いじめ防止について … 4月（共通理解）及び学期ごと1回

校内マニュアルや校内体制の確認、いじめの未然防止や危機管理に向けた研修を含む。必要に応じて臨時の校内研修会を実施する。

(2) いじめの未然防止の取組と実施時期

ア 道徳教育

教育活動に関わる全ての個別の指導と支援の取組の中に含み込まれている。学校経営

案に「道徳教育の全体計画」を示し、この全体計画に従って、各教科・科目、各校務分掌部、各学年、「総合的な探求の時間」、特別活動（ホームルーム活動・生徒会活動・学校行事）の各分野・領域で、年間を通して行う。

イ 人権教育

人権教育は、教育活動の全ての分野・領域で行う。いじめ問題は人権侵害問題であり、人権教育の取組が、そのままいじめ防止の取組でもある。人権教育は、人権教育推進委員会が中心となって基本方針と年間計画を立て、年間を通して推進する。さまざまな教育活動の中に入り人権教育の視点を含ませることにより、自分の人権を守り、他の人の人権を守ろうとする意識・意欲・態度の育成を図る。

(ア) 各学年部は、人権教育推進委員会と緊密な連携を取り、年間を通していじめ防止につながる取組を行う。

a LHRや特設授業等の実施

(a) 1年部

① 人権学習を実施

(例) LHR 「身近な差別」・「仲間づくり」

② 人権教育講話を1学期、又は2学期に実施

(b) 2年部

① 人権学習を実施

(例) LHR 「アサーション・トレーニング」、人権問題啓発映画

② 人権教育講話を1学期、又は2学期に実施

(c) 3年部

① 人権学習を1学期に実施

(例) LHR 「『言わない・書かない・提出しない』取組から学ぶ」

② 人権教育講話を1学期、又は2学期に実施

b 学年集会の実施

(a) 学校行事、学年行事等に合わせて随時開催

(b) 生徒の現状や問題発生に応じて臨時の学年集会を開催

(イ) 生徒指導部は、人権教育推進委員会と緊密な連携を取り、年間を通していじめ防止につながる取組を実施

a 全校集会を各定期考査の最終日に実施

その際、いじめ防止のミニ講話を実施するなど啓発の効果が上がるよう工夫する。

b 全校集会を臨時に実施

いじめや交友関係のトラブル、盜難、SNS等に起因するトラブルなどの問題発生に応じて全校集会を開き、問題解決を図る中で人権感覚を育成する。

ウ 学級活動

学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。この取組によっていじめ問題の未然防止を図る。

生徒にとって学校生活における基本は所属する学級であり、学級に居場所があることが重要である。生徒は、他の生徒や担任との関わり合いを通して、自らが人と関わることの喜びや大切さを気づいていく。また、互いに関わり合いながら絆づくりを進め、人から認められている、人の役に立っている、といった自己有用感を獲得していく。そういう意味で学級活動の意義は大変大きい。

(ア) 学級や学校における生活づくり … 4月に実施

(イ) 適応と成長への指導と支援 … 年間を通して実施

a 個人面談、三者面談、家庭訪問等の実施

心のきずなを深める月間に集中的に実施。その他の期間も随時積極的に取り組

む。

- b 人権問題啓発のチラシの紹介と教室掲示。家庭にも配付
- (ウ) 学校行事等への自主的、実践的な参加
目的に応じた役割分担と人権感覚を身に付けた仲間づくりに取り組む。
- (エ) その他
学級独自の活動の設定と取組（随時実施）

エ 体験活動

体験活動の多くは学校行事として実施する。学校行事としての体験活動を通して、生徒は望ましい人間関係を形成し、集団への所属感・連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活や社会生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育むことができる。

しかし、通常の安定した人間関係や集団が一度解体され、目的に応じた新たな人間関係や集団の秩序が形成され非日常的な環境の中で活動するため、人間関係のトラブルやいじめ等が発生する可能性が高まる時もある。しかも、個々の生徒の年齢や発達段階にも差があるため、お互いを認め尊重する態度が失われるような局面も生じやすくなる。

そこで、細心の配慮の下にいじめ防止に向けた取組を徹底し、体験活動の一層の充実を図る。

- (ア) 儀式的な行事
新任式（4月）、始業式・終業式（各学期）、入学式（4月）、対面式（4月）、選手推戴式（4月、5月、他）、各種表彰式（各学期末及び随時）、生徒会役員認証式（6月）、就職激励会（9月）、同窓会入会式（3月）、卒業証書授与式（3月）、退任式（3月）、各種出発式・開講式、等
- (イ) 文化的な行事
青垣祭（11月）、性に関する講演会、DV未然防止講演会、合格体験発表会（1月）、その他の文化的な行事
- (ウ) 健康安全・体育的行事
新体力テスト（5月）、体育大会（5月）、スポーツフェスティバル、防災避難訓練（10・11月）、長距離走大会（12月）等
- (エ) 旅行・集団宿泊的行事
新入生宿泊研修（4月）、2年生修学旅行（12月）等
- (オ) キャリア教育的行事・奉仕的行事
2年生インターンシップ（就業体験）（9月）、美化週間（各学期）、地域清掃「甲佐町クリーンアップデー」、進路ガイダンス（適宜実施）、地域連携型交流学習（4月～12月）、福祉教養コース施設実習（年間を通し複数回実施）等
- (カ) 松橋西支援学校上益城分教室との交流
a 体育大会や文化祭等の学校行事
b 分教室生徒の奉仕活動等

オ 情報モラル教育

現代が高度な情報化社会になる中で、インターネットを通じて行われるいじめは、時として深刻な苦痛を生徒にもたらしている。またそれが匿名性に隠れて行われることから加害行為がより過激になりやすい。そこで、被害者にもならず加害者にもならない対処法、適切に情報を取り扱うモラルを育成する。

- (ア) 合格者説明会及び新入生宿泊研修（4月）
学校生活の中でのルールと合わせて適切な利用の方法を指導する。
- (イ) 各学期の始業式・終業式（4月、7月、9月、12月、1月、3月）
人権教育的・生徒指導的視点から情報モラルの啓発指導を実施する。

(ウ) 定期考查最終日の全校集会等

生徒の実情や問題事案等を踏まえ隨時、携帯電話やスマートフォンの適切な使用方法等について指導し、いじめやトラブルの防止に努める。

(エ) 情報、商業、地歴公民、家庭等、関係教科の授業

広い視野から情報化社会におけるインターネットや携帯電話、スマートフォンの適切な使用と活用の方法について指導する。

カ 生徒会活動

生徒会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を養う。

生徒会活動の充実が、いじめの未然防止の取組につながる。特に利害衝突による軋轢や葛藤を克服する過程で人間的な成長が期待できる。コミュニケーション力や人間関係形成能力がいじめの防止に有効である。更にいじめの未然防止の取組が、まさに自分たちの問題として主体的に考えていく姿勢を求めていく。

(ア) 生徒会の計画や運営

行事実施ごとに適宜取り組む。

(イ) 異年齢集団による交流

行事実施ごとに適宜取り組む。

(ウ) 生徒の諸活動についての連絡・調整

各種委員会活動、及び顧問との協議等で年間を通して取り組む。

(エ) 発信やボランティア活動等の社会参加等

a 「熊本県人権子ども集会」（10月）、熊本県いじめ防止高校生会議（12月）への参加

b 全校集会における「甲佐高生のSNSや言葉遣いで気を付ける14のこと」の発表（6月）

c 「甲佐高校いじめを許さない宣言文」のクラス掲示

d 地域ボランティア活動への参加

（甲佐町ライオンズクラブの下部組織レオクラブとしての生徒会活動）

（a）緑川清掃活動「緑川の日」への参加（生徒会を含む有志、4月）

（b）地域イベント「あゆまつり」への参加（生徒会を含む有志、7月）

（c）その他 不定期に催されるボランティア活動への参加（有志、随時）

キ 「心のきずなを深める月間」（期間6月1日～6月30日）

(ア) 人権教育LHRの取組 … 各学年でいじめや人間関係について考える。

(イ) 二者面談・三者面談の集中的取組

適応指導、家庭環境の把握、進路相談等と併せていじめの未然防止につながる教育相談や聞き取り調査に取り組む。

(ウ) 人権問題啓発への取組

県教育委員会作成「心のきずなを深める月間」のチラシを各クラスで紹介し教室掲示をする。

ク 授業改善

生徒が学校で過ごす中で一番長いのは授業の時間である。授業の中に生徒の不安や不満が高められていないか、授業がストレッサーになっていないかというの、授業改善の大きなポイントである。

全ての生徒が授業に参加できる、授業で活躍する場面があるということが、安全安心で楽しい学校づくりの基本となるものであり、基礎学力の充実はもちろん、生徒指導上の諸問題の未然防止にもつながる。

また、教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、生徒を傷つけたり、他の

生徒によるいじめを助長したりしていないか、十分に注意する。

(ア) わかる授業、丁寧な学習指導

学校教育目標の重点目標の一つに掲げるとともに、学校評価表の中にも基礎学力の充実と併せて具体的な目標として位置づけ、全ての職員で年間を通して取り組む。補充学習、課題学習、考查前学習会など積極的に実施する。

(イ) 公開研究授業（各学期に1回）

授業参観者を交えた合評会、また教科単位の研究会により改善を図る。

(ウ) 公開授業週間（6月、11月）

外部参観者及び本校職員からの評価を受けて改善を図る。

(エ) 外部への随時公開授業

(オ) 生徒による授業評価の実施（毎学期）

アンケート結果を当該教師に提供し授業改善に役立てる。

(カ) 高校体験入学（オープンスクール）での体験授業の取組（7月）

(キ) 地元中学生参加による甲佐高校体験授業の取組

(ク) 保護者・地域との連携

ゲストティーチャーを招いた授業や地域と連携した学習等

(3) 各学年における取組の重点

《1年》入学当初は、互いへの認識や人間関係が確立していないため、中学校での生徒理解を中心に、1学期序盤に全職員で生徒理解研修を実施する。また、担任を中心に個別面談を行い、全体の前では現れづらいいじめや問題行動の予兆を素早く掴んで対応していく。

《2年》クラスや学年の人間関係や互いへの認識はほぼ固まりつつあるが、よい面での安定ばかりではなく、表面上は落ち着いているかに見えるが、深刻な状況に至っていないといえないこともない。機をとらえて、ともすれば隠れてしまいがちな事象を個別面談等で丁寧に拾い上げていくとともに、円滑な人間関係を築くための対人対処法などについても学ばせる。

《3年》学校行事等で中心的な立場を求められたり、それぞれの進路実現に向け個別の努力が必要となったり、公と私のバランスをうまく取っていかるように生徒支援を行っていくしかねばならない。また、卒業し次のステージに移行していく中で、たとえ学校を離れても生涯にわたっていじめを見抜き、許さない生き方について考えさせる。

(4) 年間の取組についての検証を行う時期

いじめの未然防止に向けた取組は、学校を挙げてさまざまな教育活動の中で年間を通して行う。

年度当初に各部・各科・各教科等で年間指導計画を立てる（P）。そして年間計画に従って具体的な取組を展開していく（D）。取組をよりよいかたちに改善していくために、これを随時検証する（C）。年度途中であっても問題が発見されれば、これを職員全体で共有し課題として捉え直し改善する（A）。基準となる実施月として7月、12月、3月を原則とする。

6 いじめに対する措置

(1) いじめの早期発見と実施時期

ア アンケート調査

学期に1回程度アンケート（2学期は心のアンケート）を実施し、早期発見に努める。

イ 教育相談

担任・学年団職員を中心にいつでも相談できる体制をつくり、実態把握に努める。

ウ 個別面談

気になる子どもに対しては必ず声を掛け、早期発見・実態把握に努める。

エ 相談窓口の周知

校内・校外の相談窓口等をPTA総会・広報誌等あらゆる機会を通じて周知する。

オ 校内研修

学年会や各種委員会、生徒理解研修で子どもの情報を共有し、早期発見に努める。

カ チェックリストの作成

子どものサイン発見チェックリスト、いじめのサイン発見シート等を活用する。

キ その他

生徒の置かれた様々な状況・人間関係にも配慮し、担任以外の職員にも相談しやすい相談体制をつくる。

(2) 被害生徒（いじめられた生徒）への対応

ア いじめられた生徒の側に立ち、親身に対応することで心理的ケアを行っていく。

(ア) 担任や学年団職員を中心に、生徒が話しやすい職員が事実を確認する。

(イ) 生徒のつらさや悔しさに対しては共感する姿勢でよく耳を傾け、思いを丁寧に聴きだしていく。

(ウ) 生徒のよいところや優れている点をほめ、励ます。

(エ) いじめは絶対に許さないこと、生徒の味方であることを伝える。また、秘密は絶対に守るという姿勢も伝える。

(オ) 生徒の精神状況をふまえ、必要に応じて保健室での健康相談、SC、SSWや医療機関など専門機関へつなげていく。

(カ) 生徒の情報を職員で共有し、表面的な変化から安易に解決したと判断せずに継続して支援を行っていく。

(キ) 事実が判明したらすぐに、担任（加害者側の担任も一緒に）は保護者に正確に事実を伝える。学校としては、徹底して生徒を守り、支援していくことを伝える。保護者の精神面も配慮しながら共感し、被害生徒の心のケアへの協力を要請する。

対応の経過をこまめに伝え、家庭での様子などを聞き、生徒の精神面を把握していく。

イ 聴き取りにおける留意事項

(ア) 職員側の決めつけや固定観念を排し、被害者に寄り添いながら、いじめの具体的な事実や人間関係等を可能な限り慎重に聞き取る。

(イ) 被害者が加害者になる場合や逆の場合もあるなど、いじめ問題にはさまざまな事例があることを念頭に置いて聴取をする。

(ウ) いじめの事実を確認する際は、原則として複数で対応し、いじめの事実（言動等）と感情（引き起こされるさまざまな思い）を区別して聞き取り、客観的に記録する。

(3) 加害生徒（いじめた生徒）への対応

ア いじめを行った行為に対して毅然とした態度で対応し、どうすべきだったのかを内省させ今後の行動につなげていく。

(ア) いじめを行った背景を理解しつつ、生徒の言い分を十分に聞く。

(イ) 複数の職員で事情を聴取し、事実確認を行う。

(ウ) 被害者の心情、事の重大性に気づかせ、自分が加害者であることを自覚させる。

(エ) いじめは決して許されないことを伝え、責任転嫁は許されない姿勢をとる。

(オ) なぜいじめをしてしまったのか、友人関係における自分の立場を振り返りながら、今後の行動について一緒に考えていく。

(カ) 本人の精神状況、ストレスなどについて耳を傾ける。

(キ) 生徒の精神状況をふまえ、必要に応じて保健室での健康相談、SC、SSWや医療機関など専門機関へつなげていく。

(ク) 担任は保護者へ事実を正確に伝え、学校側の対応を理解してもらう。保護者の心情を理解、共感しながら、相手の子どもの状況を伝え、いじめの深刻さを理解してもらう。

今後の成長のため、家庭での指導、精神面でのサポートの協力を依頼する。

イ 聴き取りにおける留意事項

- (ア) 職員側の決めつけや固定観念を排し、被害者に寄り添いながら、いじめの具体的な事実や人間関係等を可能な限り慎重に聴き取る。
- (イ) 被害者が加害者になる場合や逆の場合もあるなど、いじめ問題にはさまざまな事例があることを念頭に置いて聴取をする。
- (ウ) いじめの事実を確認する際は、原則として複数で対応し、いじめの事実（言動等）と感情（引き起こされるさまざまな思い）を区別して聴き取り、客観的に記録する。

(4) その他の生徒への対応

- ア いじめは、学級、学年、学校全体の問題として対応していく。職員は、いじめは絶対に許さないという姿勢を示し、生徒の心の成長を促していく。
 - イ 第三者がいじめの事実について信頼できる大人等に相談することは、その人の人権と命を守る行為であることを伝える。
 - ウ いじめを傍観することは、いじめを認め、助長することであると指導し、学年を中心にしていじめを許さない心情を高め、学校全体に広げていく。
 - エ 周囲ではやしたてていた者や傍観者も、いじめ問題の関係者であるということを受け止めさせる。
 - オ いじめられていた生徒は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
 - カ これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
 - キ 学級、学年を中心にいじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深めていく。
- ※ 上記の対応は、全ての学年において共通認識として行っていく。加害者・被害者いずれに対しても、精神面のフォローやカウンセリングマインドが要求されるデリケートな問題であることを認識しながら、迅速かつ丁寧な手順を踏んで指導する。

7 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義・意味

- 重大事態の定義（判断）について
 - (ア) いじめにより在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（生徒の状況に着目して判断）
 - a 生徒が自殺を企図した場合
 - b 身体に重大な傷害を負った場合
 - c 金品等に重大な被害を被った場合
 - d 精神性の疾患を発症した場合
 - e 上記 a～d の事態が発生するおそれがあると教職員が判断した場合
 - (イ) いじめにより在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（生徒の状況に着目して判断）
 - a 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。
 - b 生徒が一定期間、連續して欠席している場合
(学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する必要がある。)
また、生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 学校の設置者又は学校による調査

- ア 重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体

調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告し、学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査の主体は、学校の設置者が主体となって行う場合（県立学校においては、教育委員会規則で定めるもの）と学校が主体となって行う場合があるが、従前の経緯や事案の

特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施する。

また、学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項の規定に基づき、学校の設置者は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

イ 調査を行うための組織

(ア) 学校の設置者が調査主体となる場合（県立学校においては、教育委員会規則で定めるものとする。）

県立学校における調査において、学校の設置者が調査主体となって行う場合は、法第14条第3項の県教育委員会に設置される附属機関（「審議会」）が調査を行う。

(イ) 学校が調査主体となる場合

学校が設置する調査組織は、法第22条の規定に基づき学校に必ず置くとされている「学校いじめ対策組織」（「甲佐高等学校いじめ防止対策委員会」）を母体として、当該重大事態の性質や態様に応じて適切な専門家を加える。

この調査組織による調査は重大事態への対処又は重大事態と同種の事態発生防止の観点から、以下に掲げる点に留意して内容の公平性・客觀性・合理性を確保するものとする。

- a 事案の大まかな事実関係の把握等のため、この調査組織による調査を行う前に、必要に応じて学校は関係者から早期に聴き取り等を行うなど、基本調査（初期調査）を実施する。
- b 調査のための組織に必要に応じて専門家等加える。その際、委員の過半数を第三者である外部の専門家等とすることや委員長を外部の専門家等が務めることなど、公平性・中立性の確保に留意した組織構成とする。
- c いじめを受けた疑いのある生徒本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行う。
- d 生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を採用する。
- e 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客觀的・総合的な分析評価を行う。
- f 保護者や生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。
- g 調査を迅速にかつ適切に進めるため、教育委員会から派遣された指導主事等の指導・支援を受け、事務局機能の充実を図る。

ウ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、因果関係の特定を急ぐことに重点を置くのではなく、客觀的な事実関係を明確にし、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的に実施されるものである。

そのために重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

(ア) いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

- a 当該生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。
- b いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先する。（例えば、質問票によって個別の事案が明らかになり、いじめられた生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど。）

- c 調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、その行為を直ちに停止させる。
 - d いじめられた生徒に対しては、その事情や心情を聴取し、当該生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活復帰への支援や学習支援等を行う。
 - e これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて学校の設置者が積極的に指導・支援し、関係機関と適切な連携を図った上で、対応する。
- (イ) いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合
- a 生徒の入院や死亡等、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等がある。
 - b 生徒が自殺に至った場合の調査は、同じ事態を防止する観点から、その死に至るまでの経過を含めた幅広い調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持し、かつ遺族の気持ちに十分配慮しなければならない。
- エ その他の留意事項
- 重大事態については、学校の設置者の積極的な支援が必要となる。その事態に関わりを持つ生徒が傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動搖が広がり、時として事実に基づかない風評等が流されることもある。学校の設置者及び学校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。
- (3) 調査結果の提供及び報告
- ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
- (ア) 学校の設置者又は学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係
- 1 いつ、2 誰から、3 どのような態様であったか、4 学校がどのように対応したか
- について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過を報告する。
- (イ) これらの情報の提供に当たっては、学校の設置者又は学校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- (ウ) 個人情報保護を理由に必要な説明を怠るようなことがないように注意する。
- (エ) 質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍生徒やその保護者に説明するなどの措置をする。
- イ 調査結果の報告
- 調査結果については、県教育委員会を通じて知事に報告する。

(4) 調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置

- ア 上記の調査結果の報告を受けた知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査（以下「再調査」という。）を、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関「熊本県いじめ調査委員会」（以下「調査委員会」という。）において行う。
- イ 再調査についても、学校等による調査同様、調査委員会は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時かつ適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。